

平成31年1月18日

総務委員会

人事課
市民税課

職員の懲戒処分について

平成30年11月15日に児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑により逮捕されました本市職員の懲戒処分についてご報告いたします。

このような不祥事により、市民の皆様にご迷惑をおかけし、公務への信頼を大きく損ないましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、全力を挙げて職員の綱紀の保持に努めてまいります。

1 逮捕された職員の処分

- | | |
|-----------|--|
| (1) 被処分者 | 財務部市民税課 <small>おおいし たかまさ</small>
大石 崇正 (29歳) |
| (2) 処分年月日 | 平成30年12月27日 |
| (3) 処分内容 | 免職 |
| (4) 事件の概要 | 平成30年8月23日、17歳の少女に対し、18歳未満であることを知りながら現金3万5千円を渡してみだらな行為をし、児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑により逮捕されたものである。
なお、この件に関しては、平成30年12月5日付で罰金50万円の略式命令が出され、即日納付している。 |
| (5) 処分の理由 | この職員の行為は、公務員にあってはならない非違行為・反社会的な行為であるばかりでなく、地方公務員としての職の信用を傷つけ、社会的評価を著しく低下毀損し、本市行政の信用を失墜させるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものである。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づき免職とするものである。 |

2 再発防止策

- 平成30年11月16日、税務担当部においては、副主幹以上の職員を会議室に集め、税務担当部長から今回の件について再発防止、市民の皆様のご信頼回復に努めるよう訓示をし、市民税課では課長からグループ長を通して全職員に対し綱紀粛正の周知徹底を図った。
- 平成30年11月16日に、全職員向けに「綱紀の粛正について」通知し、今一度、職員は全体の奉仕者であることの自覚を促し、高い倫理観を保持するよう周知を図った。
- 全課長を対象とした「課長会議」で、所属職員の倫理意識の向上を図り、不祥事を根絶するため指導徹底を図っていく。